

周南市火災予防条例の一部改正について

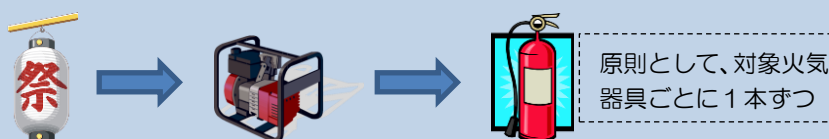
～お祭り等を開催する場合に必要な事項について～

市では、平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、周南市火災予防条例の一部改正を行いました。

市内で開催されるイベントを、より安心・安全なものとするため、条例改正の概要をお知らせします。以下の内容を御理解の上、御協力をお願いいたします。

主な改正の内容①（平成 26 年 8 月 1 日から義務付けられます。）

1 消火器の準備



祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し※₁で、対象火気器具等※₂を使用する場合には、屋内、屋外にかかわらず消火器の準備が必要となります。

※₁ 多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つもの。（近親者のみのバーベキュー、幼稚園の保護者が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは、対象外となります。）

対象となる催しの例…大学の学園祭、初詣、夏祭り、フリーマーケットなど

※₂ 対象火気器具等とは、こんろ、発電機、ストーブ、ガス炊飯器、たこ焼き器、炭火焼器、わたあめ製造機などが該当します。



2 露店等の開設届出書

1で記載している催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店、屋台、模擬店などを開設する場合は出店数にかかわらず、露店等の開設届出書を、あらかじめ、消防署に届出する必要があります。（届出先は、消防署又はお近くの出張所となります。）

※添付資料として消火器、露店等の配置図もお願いします。



届出者は、露店等を開設する者が届け出ることが基本となりますが、一つの催しに複数の露店等が開設される場合は、催しの主催者がまとめて届出してください。

主な改正の内容②

3 屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

1 指定催し指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件^{※3}に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ、催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示^{※4}します。

※3 大規模なものとして消防長が別に定める要件とは、「露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し」と規定します。

※4 通知の方法は、書面（指定催しの指定通知書）を主催者に通知するとともに、公示は、市役所等の掲示版に掲示し、指定催しが終了するまでの期間、市ホームページに掲載します。



要件に該当する催しを予定



主催者の意見を聴く



指定通知書を交付し、所定の場所へ掲示

2 屋外催しに係る防火管理

1で指定催しに指定された催し的主催者は、「防火担当者」を定め、その者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられます。

また、「指定催し」を開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出することが義務付けられます。



指定催し的主催者



- ・防火担当者選任
- ・業務計画の作成
- ・計画に沿った業務実施



指定催しを開催する14日前までに消防本部予防課に提出

3 罰則

指定催しを主催する者が、上記2の計画を提出しなかったときは、30万円以下の罰金に処されることがあります。

●お問い合わせ先

・周南市消防本部予防課 TEL:0834-22-8773

※予防課へのお問い合わせは、月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

中央消防署 TEL:0834-22-8776

東消防署 TEL:0834-28-3786

西消防署 TEL:0834-61-3130

北消防署 TEL:0834-68-3699

北部出張所 TEL:0834-88-0119

西部出張所 TEL:0834-83-2466

